

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 31 日

日本年金機構
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

子ども・子育て支援法第 69 条に基づき一般事業主から徴収する拠出金
に係る拠出金率について

標記について、別紙のとおり内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室財政
第二係から連絡がありましたので、適切に対応いただきますようお願いいたし
ます。

事務連絡
令和3年3月29日

厚生労働省年金局事業管理課
子ども・子育て拠出金担当者様

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室財政第二係

子ども・子育て支援法第69条に基づき一般事業主から徴収する
拠出金に係る拠出金率について

標記拠出金の徴収につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年4月以降の子ども・子育て拠出金率については、現行の3.6/1,000のまま据え置くこととされましたので、情報提供いたします。

お手数おかけしますが、各年金事務所等への周知方よろしくお願い申し上げます。

(照会先)

内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室
財政第二係 佐々木、大坪

電話：03-5253-2111 (内線 38487, 38488)

F A X：03-3501-6501

E-mail：ayano.sasaki.t8u@cao.go.jp

ayana.otsubo.c2j@cao.go.jp